

ほけんだより

不動岡小学校
令和7年4月8日

入学・進級おめでとうございます。

新しい年度、新しい春が始まりました。お子様達はどんな気持ちで過ごしているでしょうか。ワクワクでいっぱいの人であれば、新しい環境に不安を覚えている人、あるいは両方の気持ちの間に揺れ動いている人、様々だと思います。今年度もお子様達が元気に歩み出せるよう、保健室から応援しています。



不動岡小学校の校医さんです

昨年度に引き続き世話になる、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の先生方です。

内科：矢嶋 輝久 先生（矢嶋医院）
歯科：増田 幸樹 先生（増田歯科クリニック）
薬剤師：岡部 和男 先生（岡部薬局）



健康診断が始まります！ 4月・5月の保健行事

4月11日：身体計測（全学年）
4月14日・15日・17日：視力検査（全学年）
4月16日：内科検診
4月21日：聴力検査（2、3、5年）
4月22日：聴力検査（1年）
4月24日：歯科健診（1、3、4年）
4月28日：心臓検診（1年）
5月1日：歯科健診（なでしこ、2、5、6年）
5月8日：尿検査（全学年）
5月15日：尿検査予備日



☆☆☆ 下記の事項をよくお読みになり、検診・検査当日御注意ください。☆☆☆

- ① 前日は、必ずお入浴をし検診や測定を受けてください
- ② 衣類には、必ず名前を書いておいてください。（くつ下にも）
- ③ 計測や検診の際には、体操着（半袖・短パン）を御用意ください。
- ④ 身体計測の日には、髪型に御注意ください。ポニーテールにすると身長が正確に測れません。髪型に御注意ください。
- ⑤ 検診当日は、体調に気をつけて出来る限り休まないよう、お願いします。

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

災害共済給付制度とは？

学 校で起こったケガなどで受診し、一定以上の医療費を支払った場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付金が支払われます。これを「災害共済給付制度」といいます。
もちろんケガがないことが一番良いですが、いざというときのために知っておいていただくと安心です。

医療費 学校の管理下で生じ、医療費の総額が5,000円以上のケガ・疾病
障害 そのケガや疾病が治った後に後遺症が残る場合
死亡 学校管理下での事件や疾病などに直接起因する場合

*健康保険が適用される治療のみ対象

学校の管理下でのケガ等が対象です



3割負担の場合、自己負担の総額が1,500円以上の医療費が対象です

注意 請求には時効があります

こんなケースに注意

初回に申請しておけば良いと勘違いしていた



継続して通院する必要がある場合、初回だけではなく医療機関にかかったら毎月申請する必要があります。

すべての治療が終わったら請求しようと思っていた



同一災害による継続治療は、初診から最長10年間支給を受けられますが、月ごとに2年で時効が発生します。

医療機関等での証明がとれていない



用紙を持っていても医療機関の状況等によってはその場で書類を書いてもらえないこともあります。